

鳥取県告示第 29 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり佐陀川右岸土地改良区から役員が就任及び退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 仲 石 吉 雄 米子市日下551

平成17年12月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 永 富 武 志 米子市日下547

平成18年 3 月31日就任 任期 平成19年 1 月22日まで